

## 青森県立保健大学研究データポリシーの解説

### (目的)

青森県立保健大学（以下「本学」という。）は、理念として、青森県の保健、医療及び福祉に係る諸課題の解決に向けて、「いのち」を育んできた創造性と四季豊かな自然に恵まれた地域特性を生かした教育研究活動を進め、ヒューマンケアを実践できる人間性豊かな人材を育成することを目指している。さらに、使命の一つとして、保健、医療及び福祉の教育研究拠点として、研究や教育の成果を地域社会に広く還元するとともに、産学官民が連携した地域貢献活動を展開し、これにより、県民の健康と生活の向上に努めている。

この理念と使命に基づき、本学の研究成果の価値を高め、研究活動の成果を確実かつ持続的に発展させるとともに、国内外で求められているオープンサイエンスに応えることが本学の重要な責務であると考えている。

そのため、本学は、将来、地域の知的資源・財産となりうる多様な研究データを適切に管理し、公開及び利活用を進めることを目的として、研究データポリシーを以下のように定める。

1) 本ポリシーは、青森県立保健大学の理念と使命に基づいて、それぞれの研究分野の研究データの特性を踏まえた上で、基本的な考え方を示している。今日、研究活動から得られるデータの重要性がますます高まっている。県民の健康や生活の向上にさらに貢献するためには、学術的に価値のある研究データを有効に活用することが不可欠である。

本学の研究者等が収集、生成する研究データは、今後のよりよい研究活動を支える基盤となり、その研究データは、地域社会に貢献するための知的資源や財産としても役立つ可能性がある。そこで、研究データの適切な公開と利活用を促進するために、本ポリシーを定めることが必要である。さらに、研究データポリシーを持つことは、本学の研究と研究者等を守るためにも重要である。たとえば、海外の研究機関でデータを作成し、帰国時にそのデータを持ち帰ろうとした際、所属機関にポリシーがないためにデータ移動が拒否された例もある。

本ポリシーは、本学と研究者等が持続可能な研究活動を推進し、さまざまな研究データの価値を守り、適切に管理、公開、利活用できるようにするために策定された。

### (研究データの定義)

1 本ポリシーにおける研究データとは、本学の研究活動において収集または生成された情報を指し、その保存媒体を問わない。

1) 本ポリシーにおける「研究データ」とは、概ね「研究の過程、あるいは研究の結果として収集・生成される情報」とする。具体的には、主に次のようなものが含まれる。研究データは「どのような媒体に保存されているか」は問わない。

- ・実験や調査から得られた数値データ、観測データ、測定データ
- ・インタビューやアンケート調査から得た回答データ
- ・研究過程で作成されたモデル、シミュレーション結果、アルゴリズム
- ・文献から抽出した情報やデータベースで得た情報 等

2) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集または生成した研究データであって、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

(研究者等の定義)

2 本ポリシーにおいて研究者等とは、本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（学生、客員研究員及び研究生を含む）をいう。

1) 研究者等とは、本学における研究活動を主体的に担う者であり、本学での研究に従事するすべての者をいう。原則として、研究データの管理、公開、利活用についての決定権は研究者等が有する。ただし、その決定は、国内外関係諸法令及び本学の諸規程等に規定される範囲とし、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合等）には、それらを害してはならない。

研究者等は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いについて大学と協議するものとする。

2) 学生とは、学部生及び大学院生、外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生等、その他本学に在学し、若しくは在籍し、又は受入れられて、修学し、又は研究に従事する者をいう。

(研究データの管理)

3 研究者等は、それぞれの研究分野における倫理的要件を遵守し、国内外の法令及び本学の諸規程等に従い、研究データを適切に管理する責任を負う。

1) 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、教育・研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。

すなわち、以下の一連の作業をいう。

- ① 研究データ管理計画 (Data Management Plan, DMP) を策定し、その計画に従って進める。
- ② 研究中に、収集、生成された研究データをまとめ、適切に保管、利用する。
- ③ 「保存する研究データ」については、定めた保存期間は適切に保存し、保存期間終了後には適切な処理を行う。また、「保存する研究データ」については、「公開」すべきか「非公開」かを決定する（以下「オープン・アンド・クローズ戦略」という）。特に、科研費等の公的資金による研究データについては、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき管理、利活用を行う必要がある。

2) 本ポリシーにおける倫理的要件とは、研究者の研究データの収集、保存、共有及び公開等において研究者が遵守すべき原則やガイドライン等をいう。倫理的要件では、次のようなことが正しく行われることで、参加者や社会に対して責任ある研究が進められると考えられている。研究参加者のインフォームドコンセントやプライバシー保護、研究参加者への身体的、精神的、社会的な配慮、データの適切な保存と不正にアクセスされないようセキュリティの確保、データの捏造・改ざん等の研究不正の防止、研究倫理審査の事前審査とコンプライアンスの遵守等である。

なお、人を対象とした研究だけでなく、動物実験等を含む研究においても倫理的な配慮が求

められる。

3) 大学院生に対しては、上記の点や研究インテグリティの確保等に留意しながら、研究指導教員から適切な研究指導を行う。また、大学院において研究データの管理、計画（DMP等）及び利活用に関する教育等の実施を検討する。

（研究データの公開・利活用）

4 研究者等は、国内外の法令や本学の諸規程等の範囲内で、研究データを可能な限り公開し、その利活用を促進する。

1) 研究データの公開・利活用とは、研究に関連するデータ（研究成果やその基礎となるデータ）を適切に整理し、他者がアクセスできるように公開し、そのデータを有効に活用できるようにすることをいう。公開されたデータは、学術雑誌や専門のデータベース、または機関リポジトリに保存され、適切に管理、維持される。データを公開することで、研究の透明性が高まり、信頼性や再現性が確保され、不正防止に寄与するため、重要となる。

研究データの利活用においては、他の研究者等が新しい研究や分析に活用できるだけでなく、異なる分野で新たな応用が生まれる可能性も期待される。

2) 将来的には、大学院生等の研究において論文公表に至らなかった研究に関連するデータについても、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき、本学のリポジトリ等での利活用を促進できるようにする。

（大学の責務）

5 本学は、研究者等が適切に研究データを管理し、またデータの公開及び利活用が円滑に行えるように支援するための環境を整備する。

1) 本学は、研究者等が適切に研究データを管理できるよう支援し、データの公開、有効活用をするために必要なサポート体制等を整える責任がある。たとえば、次のようなことがある。

- ・研究者等がデータを安全かつ効率的に保存・管理できるようなシステムを提供する。
- ・研究者等が本学のリポジトリでデータを公開する際に、登録を支援する。
- ・共同研究において、研究データが適切に保存、管理、公開、利活用されるよう、契約等の締結を支援する。
- ・研究データの管理、公開、利活用に関する規程・実施要項等の制定・改廃を行う。
- ・研究データの管理、公開、利活用に関する啓発活動を行う。

（ポリシーの見直し）

6 本ポリシーは、社会情勢や研究環境の変化に応じて、適宜、見直しを行うものとする。

条文のとおり